

# 液化石油ガス販売事業報告及び保安業務実施状況報告

## 記 載 要 領

この報告は、規則第132条に基づくものであり、毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出することとなっています。ただし、岡山県が所管する事業者の方は、毎年度経過後3ヶ月以内（6月30日）までに提出をお願いします。

報告書の記載については、次の内容に留意して行ってください。

### I. 販売事業報告について

- ・販売事業者（登録を取得した者）の報告義務になります。
- ・「販売する一般消費者等の数」の表には、販売所ごとの年度末における一般消費者等の数を記入してください。
- ・別紙の「保安業務の委託状況」は、販売所ごとに作成してください。従って提出するときは、販売事業報告書：1枚＋別紙：（販売所の数）枚となります。
- ・提出後は、販売所ごとにコピー等により保存してください。立入調査のときに必要となります。
- ・質量販売は年度末現在における質量販売した容器の所有者数及び販売所から貸与を受けている消費者数を計上する。（容器の所有者及び貸与を受けている消費者が複数回充てんを受けても1戸とし、過年度分を含む。貸与を受けている者が容器を返却した場合は消費者数には含めない）。

### II. 保安業務実施状況報告について

- ・保安機関（認定を取得した者）の報告義務になります。
- ・複数事業所（支店等）を有する保安機関にあつては、本紙に本社の状況を記入し、本社以外の状況を記入した別紙を事業所ごとに作成し、添付してください。従って提出するときは、保安業務実施状況報告＋別紙＝（事業所の数）枚となります。
- ・「保安業務資格者の数」の欄には保安業務計画書に記載の資格者の数を、括弧内には保安業務の技術的能力算定表に記載の必要資格者数を記載してください。
- ・「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載してください。
- ・「再調査」には、法第27条第1項第2号に基づく消費者等への通知に係る事項について調査を行った数を記載してください。
- ・「拒否数」には、調査又は再調査のために訪問した際に対面で拒否された一般消費者等の数を記載してください。
- ・「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない一般消費者等の数を記載してください。
- ・提出後は、事業所ごとにコピー等により保存してください。立入調査のときに必要となります。